

平成26年度予算見積調書(2月補正予算)

課室名: 健康長寿課
 担当名: 母子保健担当
 内線: 3561

(単位: 千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B2	男性不妊治療費助成事業			一般会計	衛生費	公衆衛生費	母子衛生費	不妊治療助成費	
事業期間	平成26年度～	根拠法令	少子化社会対策基本法第13条			戦略項目	01 子育ての安心		
						分野施策	010101 子育て支援の充実		
<p>1 事業の概要 費用負担が重い男性不妊治療に対し助成を行うことにより、不妊に悩む方の経済的負担の軽減を図る。また、男性にも不妊の原因があるという事実を周知する機会とし、不妊に係る検査・治療を促進させ、妊娠・出産につなげるものである。</p> <p>(1) 男性不妊治療費助成 40,000千円 (2) 普及啓発 1,292千円</p>				<p>5 事業説明 (1) 事業内容 不妊治療費の経済的負担の軽減を図るため、男性不妊原因の1つである無精子症に対する精子採取術の治療費の一部を助成する。</p> <p>ア 男性不妊治療費助成事業 40,000千円 (対象) 無精子症等に対する精子採取術 (件数) 年間400件 (上限額) 治療費の2分の1又は100千円(県10/10【地方創生型交付金】) (対象者の居住地域) 県内全域 (上限回数) 通算6回まで (所得要件) 前年における夫婦の所得の合計金額が730万円未満であること</p> <p>イ 普及啓発 1,292千円 普及啓発冊子の作成 40,000部 大学出前講座の開催 5回</p> <p>(2) 事業効果 保険適用外である精子採取術(治療費20～50万円)の高額治療費負担の軽減 男性不妊夫婦の妊娠率向上 助成400件(年間) 妊娠72件 男性不妊に係る正しい知識の普及</p>					
<p>2 事業主体及び負担区分 県10/10(国10/10)</p>									
<p>3 地方財政措置の状況 なし</p>									
<p>4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.5=4,750千円</p>									
予算額		財源内訳						一般財源	補正後の 予算額
		国庫支出金							
決定額	41,292	41,292						41,292	
現計額									